

福岡医発第1321号(保)

平成14年10月21日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師
会 長 関 原



乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療費支給制度に係る
診療報酬明細書等の改正について

健康保険法等の改正に伴い、標記制度に使用する診療報酬明細書等が改正される旨、福岡県保健福祉部高齢者福祉課より別紙のとおり通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。



(公印省略)

14高第466号
平成14年10月18日

福岡県医師会長 殿

福岡県保健福祉部高齢者福祉課長
(保 健 係)

乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療費支給制度に係る
診療報酬明細書等の改正について

乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療費支給制度の適正な運営につきましては、
日頃より格別の御協力をいただきありがとうございます。

さて、標記制度に使用する診療報酬明細書等の様式につきまして、健康保険法等の改正
に伴い別添1のとおり改正しますのでお知らせいたします。なお、旧様式を使用して平成
14年10月診療以降分の請求をする場合は、別添2のとおり取り繕っていただきますよ
う貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。



乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療費支給制度に係る 診療報酬明細書等の改正について

1 診療報酬明細書（医科入院）

・「本人・家族」欄の変更

1 本入
5 家入

1 本入	7 高入 9
3 三入	
5 家入	9 高入 8

・「一部負担金減免等」欄の変更

外来時一部負担金	円
減 ・ 免 ・ 年 ・ 認 ・ 3月超	

減 ・ 免 ・ 猶 ・ ・ ・ 3月超

2 診療報酬明細書（医科入院外）

・「本人・家族」欄の変更

2 本外
6 家外

2 本外	8 高外 9
4 三外	
6 家外	0 高外 8

3 障害者（老人保健法該当者）一部負担金・老人訪問看護基本利用料請求書

・「入外区分」欄の変更

1 入院	2 外来
(調剤・訪問)	

7 高入 9	8 高外 9
9 高入 8	0 高外 8

・「注」の変更

- 1 患者別、診療月別に 1 枠を使用し、入院、外来、医科、歯科は別枠とすること。
- 2 「日数」は、入院の場合は入院日数を、外来の場合は外来日数を記入すること。
(「利用回数」は訪問看護ステーションの訪問看護回数を記入すること。)
- 3 請求金額は、入院の場合、診療報酬明細書の「負担金額」欄に記入した額を記入すること。外来の場合、請求点の 1 割又は 2 割に 10 を乗じた額を記入すること。
ただし、在総診又は在医総を算定する場合は診療報酬明細書の「一部負担金」欄に記入した額を記入すること。

乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療費支給制度に係る
診療報酬明細書等の旧様式を使用して平成 14 年 10 月診療
以降分の請求の取り纏いについて

1 診療報酬明細書（医科入院）

- ・「本人・家族」欄の修正 ㊦

1 本入
5 家入

1 本入
5 家入

- ・旧様式に無い種別（3 三入・7 高入 9・9 高入 8）については、欄外上段に該当するコード（3・7・9）を記入し○で囲み、欄内の種別（1 本入・5 家入）を＝線で訂正する。

- ・「一部負担金減免等」欄の修正

外来時一部負担金	円
○	
減・免・ 年・認 ・3 月超	

- ・「年・認」を＝線で訂正し、該当する略号（猶・・）を記入し○で囲む。

2 診療報酬明細書（医科入院外）

- ・「本人・家族」欄の修正 ㊧

2 本外
6 家外

2 本外
6 家外

- ・旧様式に無い種別（4 三外・8 高外 9・0 高外 8）については、欄外上段に該当するコード（4・8・0）を記入し○で囲み、欄内の種別（2 本外・6 家外）を＝線で訂正する。

3 障害者（老人保健法該当者）一部負担金・老人訪問看護基本利用料請求書

- ・「入外区分」欄の修正

1 入院	2 外来
㊦	（調剤・訪問）

- ・「1 入院・2 外来」を＝線で訂正し、該当する種別（7 高入 9・8 高外 9・9 高入 8・0 高外 8）のコード（7・8・9・0）を記入し○で囲む。